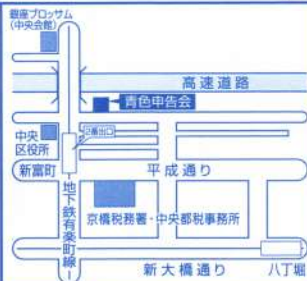


京橋 青色 だより



一般社団法人
京橋青色申告会

〒104-0041 東京都中央区新富2-1-7 富士中央ビル1階
TEL 03-3551-1589 FAX 03-3555-3675



令和5年10月よりインボイス制度が開始します!

インボイス制度とは、税務署より登録を受けた消費税課税事業者のみがインボイス(適格請求書)を発行でき、仕入税額控除が受けられる制度です。



※インボイスを発行できない事業者への支払いは仕入税額控除できません!! (但し、経過措置は有ります)

事業者の方へ!

消費税のインボイス制度

登録申請受付中!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
 インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!

- [e-Taxソフト(WEB版)], [e-Taxソフト(SP版)]をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。

個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
 e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

説明会サイトへ

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減インボイスコールセンターで受け付けております。
 [専用ダイヤル] 0120-205-553 (無料)
 [受付時間] 9:00~17:00 (土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ

活動報告 署長講演会



10月18日(月)に銀座ブロッサムにて大久保京橋税務署長の講演会が開催されました。

演題は「生前一樽酒(適正申告を考える)」と題しまして、長年、査察部に勤務した経験から実際の押収品の写真を使い、査察調査の解説をしていただきました。

因みに演題の「生前一樽酒(せいぜんいっそののさけ)」とは白楽天の古詩「勸酒」より引用されています。査察勤務の経験から表に出せない金品を貯めこむより、生きているうちに一杯のお酒を楽しく飲んだ方がよい。そのような意味がこもっています。

フラワーアレンジメント教室



10月22日(金)に事務局にてフラワーアレンジメント教室が開催されました。

当日はクラスを2つに分けて少人数での開催となりました。

中央区健康福祉まつり参加



10月24日(日)にあかつき公園で開催された中央区健康福祉まつりに参加しました。

当日は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、多くの制約のもとでの開催でありましたが、トラブルもなく無事に終了いたしました。

主催者の皆さま、当日従事して頂いた皆さま、お疲れ様でした。

中央都税事務所からのお知らせ

11月は個人事業税第2期分の納期です

8月にお送りした納付書により、令和3年11月30日(火)までに、お納めください。納付される際は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、非対面式のキャッシュレス納税(スマートフォン決済アプリによる納付、クレジットカード納付等)を是非ご利用ください。

なお、同感染症の影響により納税が困難な場合は、申請により1年間納税を猶予する制度があります。詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。

中央都税事務所 03-3553-2151(代表)

